

解体届出の手続き完了のお知らせ

以下の車両について、解体届出の手続きが完了した旨お知らせします。
なお、自動車重量税の還付申請を行った場合は、別途所轄税務署において手続きが行われます。

○ 車両番号 熊本 4 8 0 り 5 0 3

《注意事項》

本書面は、検査記録を証明するものではありません。
検査記録の証明書が必要な方（所有者）は、検査記録事項等証明書を取得してください。

令和 4年 4月 28日

軽自動車検査協会